

【ア行】

●アジア不拡散協議 (Asian Senior-level Talks on Non-Proliferation : ASTOP)

ASEAN10 各国、日、中、韓、及びアジア地域の安全保障に共通の関心を持つ米、豪、加、NZ の局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。2003 年 11 月に第 1 回協議以降、ほぼ年 1 回、開催されており、最近では 2007 年 1 月に第 4 回協議が開催された（開催地はすべて東京。第 1 回及び第 3 回は中国、第 2 回はミャンマーが不参加。加、NZ は第 4 回から参加。）。

① IAEA 追加議定書、②核燃焼供給保証、③核セキュリティ、④地域の不拡散問題と安保理決議（北朝鮮、イラン）、⑤ PSI が、第 4 回の主な議題であった。

●宇宙空間における軍備競争の防止 (Prevention of Arms Race in Outer Space : PAROS)

宇宙空間の軍事的利用については、宇宙条約その他の国際条約で規定されており、一定の枠組みが存在するが、1978 年、第 1 回国連軍縮特別総会最終文書において、「宇宙空間における軍備競争の防止」のために更に追加的措置が取られるべきであるとされた。1997 年以降、ジュネーブ軍縮会議では交渉テーマに関する各国の立場の調整がつかず停滞状況に陥り、PAROS についても実質的な議論は行われていない。

●宇宙条約 (Treaty on Principles Governing the Activities of States in the Exploration and Use of Outer Space, including the Moon and Other Celestial Bodies)

正式名称は「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」、1967 年発効。大量破壊兵器の宇宙空間への配置の禁止、及び月その他の天体の軍事施設の設置等を禁止している。

●ウラン濃縮 (uranium enrichment)

ウランに含まれるウラン 235 の濃度を高めること。天然ウランは核分裂を起こしにくいウラン 238 が大部分であり、核分裂を起こすウラン 235 の割合は 0.7% である。これをガス拡散法、遠心分離法といった方法により、ウラン 235 の濃度を高めることを濃縮という。一般に原子力発電用に用いられるウラン燃料の濃縮度は 3～5% であるが、核兵器の製造には濃縮度 90% 以上のウランが必要と言われる。（→「遠心分離法」「高濃縮ウラン」参照。）

●遠心分離法 (Centrifuge)

ウラン濃縮の方法の一つ。ウラン 235 とウラン 238 のわずかな質量の違いを利用し、高速の回転装置（遠心分離機）の中に入れ回転させることにより、遠心力を用いて両者を分離する。一つの遠心分離機による濃縮の程度には限りがあるため、通常多数の遠心分離機をつなげた「カスケード」を構築し、濃縮度を高めていく。（→「ウラン濃縮」、「高濃縮ウラン」参照。）

●NPT 運用検討会議 (NPT Review Conference)

NPT 第 8 条第 3 項の規定により、5 年に一回、NPT の運用状況について検討する締約国間の会議。次回の運用検討会議は 2010 年に開催予定。

●オーストラリア・グループ (Australia Group : AG)

化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。40か国（2007年9月時点）で構成される。1985年6月設立。

●オタワ条約 (Ottawa Treaty)

「対人地雷禁止条約」

【カ行】

●化学兵器 (Chemical Weapons : CW)

化学兵器禁止条約 (CWC) では、①生命活動に対する化学作用により、人または動物に対し、死、一時的に機能を著しく害する状態または恒久的な害を引き起こし得る化学物質及びその前駆物質、②こうした物質を放出するために特別に設計された弾薬類及び装置と定義されている。

●化学兵器禁止機関 (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons : OPCW)

化学兵器禁止条約 (CWC) の発効に伴い1997年5月オランダのハーグに設置された国際機関。CWCに基づき化学兵器の廃棄のために化学兵器及び生産施設の廃棄の進捗を、査察を通じて検証し、また化学兵器の不拡散のために毒性化学物質を扱う産業施設等に対しても査察を行っている。

●化学兵器禁止条約 (Chemical Weapons Convention : CWC)

正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた化学兵器の全面的禁止及び厳密な検証制度を盛り込んでいる。1997年発効。2007年12月現在の締約国数は182か国。この条約に基づき、化学兵器禁止機関 (Organization for Prohibition of Chemical Weapons : OPCW) が1997年5月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

●(日本提出の)核軍縮決議

日本が、1994年以来毎年、国連総会に提出し、圧倒的多数の支持を得て採択されてきている核軍縮に関する決議。

●拡散に対する安全保障構想 (Proliferation Security Initiative : PSI)

国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器・ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとりうる移転 (transfer) 及び輸送 (transport) の阻止のための措置を検討・実践する取組。2003年5月、ブッシュ米大統領が提唱し、現在、80か国以上が、PSIの活動の基本原則を定めた「阻止原則宣言」を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。PSIでは、阻止訓練の実施や情報交換等を通じ、関係国間の連携強化を図るとともに、PSIへの理解・支持を拡大するための取組 (アウトリーチ活動) を積極的に行っている。(→「阻止原則宣言」参照。)

●核実験モラトリアム (Moratorium on Nuclear-Weapon Test Explosions)

核実験を自主的に一時停止すること。

●核戦略

核兵器を安全保障を確保するための一手段として捉え、それによって構築された国家安全保障戦略。

●核燃料供給保証 (assurance of nuclear fuel supply)

非商業的理由による核燃料の供給途絶が起こらないようセイフティーネットを構築し、ウラン濃縮技術（ウラン濃縮技術は原子力発電に必要な核燃料の製造に不可欠であるが、核兵器開発にも転用しうる機微技術）を新たに獲得するインセンティブを低下させることで、核不拡散の促進を図ろうとする構想。日本を含め、様々な国や機関等がそれぞれ具体的提案を行っている。

●核兵器 (Nuclear Weapon)

原子核の分裂又は核融合反応より生ずる放射エネルギーを破壊力又は殺傷力として使用する兵器。

●核兵器不拡散条約 (Treaty on the Non-proliferation of Nuclear Weapons : NPT)

米露中英仏の5か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めている国際条約。

●汚い爆弾 (Dirty Bomb)

核兵器と異なり、核爆発は起こさないが、通常爆薬を用いて放射性物質をまき散らすことにより、人を殺傷し、又は財産若しくは環境に損害を与える爆弾。9.11同時多発テロを契機に、汚い爆弾を用いての核テロの危険への認識が高まり、核兵器の材料となる核物質以外の放射性物質についても規制が強化されつつある。

●「希望の星」 (“Star of Hope”)

極東ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連協力事業。解体作業が行われる「ズヴェズダ造船所」(ズヴェズダはロシア語で「星」の意味)に因んで、「希望の星」と命名された。また、「希望の星」は2002年のカナナスキス・サミットでG8により合意された「G8 グローバル・パートナーシップ」の一環としても位置づけられる。低レベル液体放射性廃棄物処理施設「すずらん」の建設協力とともに、日本の旧ソ連諸国に対する非核化協力の中で中心的な協力事業である。

●キャッチ・オール規制 (Catch-All Controls)

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の輸出管理を補完・強化することを目的とした規制で、輸出管理品目としてリストに載せられていない品目であっても、大量破壊兵器の開発等の懸念用途に用いられるおそれがあると判断される場合には、輸出管理当局の許可にかからしめる制度。

日本では、2002年4月に導入され、①当該輸出貨物または技術が大量破壊兵器開発等に使用されるおそれがあるとして、輸出管理当局が定める要件に該当する場合(客観要件)、または、②そのおそれがあるとして輸出管理当局が輸出者に対して輸出許可申請すべきことを通知する場合(インフォーム要件)に、許可申請が必要とされる。(→「輸出管理」参照。)

●クラスター弾 (Cluster Munitions)

一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器を空中から投下または、地上から発射し、地上からある程度の高度になった時、容器が開き、子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾・砲弾等。

●軍縮会議 (Conference on Disarmament : CD)

ジュネーブ軍縮会議ともいう。国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独

立している。1959年に設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したものの。2007年現在の加盟国は65か国。

●軽水炉 (Light Water Reactor : LWR)

水を減速材及び冷却材として用いる原子炉。重水を用いる一部の原子炉 (重水炉) と区別して、通常の水 (軽水) を減速材及び冷却材として用いる炉を軽水炉と呼ぶ。日本で現在稼働中の商業用発電炉はすべて軽水炉である。

●携帯式地对空ミサイル (Man-Portable Air Defence Systems : MANPADS)

一人あるいは少人数で運搬、発射が可能な携帯式の地对空ミサイル。航空機に対し多大な被害をもたらしかることから、MANPADSがテロリスト等の手に流出することは、特に民間航空機の安全な航行に対する大きな脅威となっている。

●検証 (Verification)

条約の締約国が、その条約の義務を誠実に履行しているかどうかを確認する仕組み。

●原子力基本法

日本の原子力に関する最も基本的な法律 (1955年制定)。第2条により、日本の原子力活動は平和目的に厳しく限定されている。

●原子力供給国グループ (Nuclear Suppliers Group : NSG)

核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を防止することを目的とする国際輸出管理レジーム。45か国が参加 (2007年9月末時点)。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート1 (1978年成立) と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート2 (1992年成立) を指針として、NSG参加国政府の国内法規則に基づいて輸出管理が行われている。

●原子力カルネッサンス (Nuclear Renaissance)

国際的なエネルギー需要の顕著な増大と地球温暖化問題への対処の必要性等を背景に、温室効果ガスの排出量が少なく、基幹電源となりうる原子力発電が再評価され、その拡充および新規導入を企図する国が増加している潮流のこと。

●原子炉区画陸上保管施設 (The Long-Term on-shore Storage Facility for Reactor Compartments)

退役原子力潜水艦解体において、原子炉区画を含む前後の区画は密閉されて海上で保管されているが、これに適切な保護処理を施して陸上で長期間 (約70年) 保管するための施設。

●原子炉等規制法 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

昭和32年に定められた法律で、核原料物質、核燃料物質及び原子炉に関し、(1) 平和的利用に限定、(2) 計画的利用実施の確保、(3) 災害防止と核燃料物質の防護による安全確保、を図るための規制等を定めている。また、国際規制物資に関し、二国間原子力協定、その他の国際約束を実施するための規制等を定めている。

●高濃縮ウラン (highly enriched Uranium)

遠心分離法等により天然ウラン (核分裂するウラン235の割合が0.7%) を濃縮することによって得られる、ウラン235の濃縮度が20%以上であるウランをいう。核兵器に用いるには、一般的に濃縮度が90%以上である

必要があると言われている。

●小型武器 (Small Arms and Light Weapons)

一般的に、狭義では、兵士一人で携帯、使用が可能な武器 (自動拳銃、小銃等) を指すが、広義では、数人で運搬・使用する「軽兵器」(重機関銃、携帯式対戦車ミサイル等) 及び「弾薬・爆発物」を併せた3種類の総称としても用いられる。

●国際科学技術センター (International Science and Technology Center : ISTC)

旧ソ連下で大量破壊兵器の研究に従事していた科学者・研究者の国外流出を防止するために、これらの科学者・研究者が平和目的の研究プロジェクトに従事する機会を提供し、軍民転換を促進することを目的として設立された国際機関。参加国は、ロシア、米、EU、加、日本など。本部はモスクワにある。1994年発足。

●国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency : IAEA)

原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関 (1957年設立)。
①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に係わる技術協力といった幅広い活動を行う。

●国際原子力機関追加議定書 (IAEA Additional Protocol)

IAEA と保障措置協定締結国との間で追加的に締結される保障措置強化のための議定書。1990年代のイラクや北朝鮮の核問題等を契機として、従来の保障措置では未申告の原子力活動を検知・防止できなかったとの反省に立って、1997年のIAEA理事会でそのひな形となるモデル追加議定書が採択された。追加議定書では、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や検認対象場所が拡大される等、IAEAの権限が強化されている。2007年8月現在の締結国数は83。日本は1999年12月に締結。

(→「包括的保障措置協定」及び「保障措置」参照。)

●国内計量管理制度 (State System for Nuclear Material Accountancy and Control : SSAC)

核物質の種類及び量を正確に管理するためのシステム。広義では、核物質の不法な取得及び使用を防ぐための防護や、これらを国として管理するための法的枠組みをも含む。IAEA と保障措置協定を締結した国は、保障措置を適用する際の前提として、計量管理制度を整備・維持する必要がある (核物質の計量管理とは、原子力施設にどのような核物質がどれだけあり、一定期間にどれだけ搬入・搬出されたか、そして現在どのような核物質がどれだけ残っているかを正確に管理する手法。)

●国連アジア太平洋平和軍縮センター (United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament in Asia and Pacific)

アジア太平洋諸国の平和・軍縮への活動を支援するために1988年国連事務局軍縮局の中に設立された組織。通称「カトマンズ・センター」。毎年日本において国連軍縮会議を開催しているほか、1995年以降は、日本国連協会が主催する国際平和・環境シンポジウム (北東アジア金沢シンポジウムより改称) にも協力している。また、1997年、1998年の国連決議に基づき、中央アジア非核兵器地帯条約案の起草支援を行うなど、幅広い活動を行っており、同センターの活動は「カトマンズ・プロセス」として各方面より高い評価を受けている。

●国連宇宙空間平和利用委員会 (Committee on the Peaceful Use of Outer Space : COPUOS)

1959年に国連総会の下に設置された委員会。「宇宙空間の平和目的利用を維持するための方策と手段」との議

題で、宇宙の秩序の問題を検討してきたが、軍縮・不拡散的観点からは、現在ではあまり実質的な議論は行われていない。最近では、この委員会の場で軍縮問題を取り扱うか否かで各国の意見が分かれている。

●国連監視検証査察委員会 (United Nations Monitoring, Verification and Inspection Commission : UNMOVIC)

国連特別委員会 (UNSCOM) の後身として、イラク問題に関する包括的決議である安保理決議第 1284 号 (1999 年 12 月 17 日採択) に基づいて設置された、国連安全保障理事会の補助機関。イラクの大量破壊兵器等 (生物・化学兵器、弾道ミサイル) に対する強化された継続的な監視、検証、及び査察を実施。2007 年 6 月 29 日、UNMOVIC とイラクにおける IAEA の任務終了を規定する安保理決議第 1762 号が採択され、UNMOVIC はその任務を終了した。

●国連軍縮委員会 (United Nations Disarmament Commission : UNDC)

第一委員会と並んで、軍縮問題に関して議論するための国連総会の補助機関。1952 年設立。第一委員会が国連総会の会期中に開催され、軍縮問題全般を扱うのに対し、UNDC は総会の枠外で、通常、毎年 4～5 月に行われ、特定のテーマを 3 年間継続して取り上げ、議論する。

●国連軍縮会議 (United Nations Conference on Disarmament Issues)

アジア・太平洋地域において、軍縮・安全保障問題に対する意識を高め、対話を促進する観点から、1989 年より毎年開催されている会議。国連アジア太平洋平和軍縮センター主催。日本政府後援の下、毎年日本国内の地方都市で開催されている。

●国連軍縮研究所 (United Nations Institute for Disarmament Research : UNIDIR)

軍縮・不拡散に関する多様なデータを提供することを目的として設立された組織。1984 年に採択された国連総会決議 39/148H の中で UNIDIR 設立文書が承認された。国連の枠内にありながら、独立して軍縮に関する研究を行っている。ジュネーブに所在。

●国連軍縮諮問委員会 (UN Secretary-General's Advisory Board on Disarmament Matters)

軍縮問題に関する国連事務総長の諮問機関。個人資格の委員約 20 名から構成され、軍縮問題一般について事務総長に直接助言する。1978 年 5～6 月に開催された第 1 回国連軍縮特別総会におけるワルトハイム事務総長の提案に基づき設置され、計 7 回の会合を開催し、1981 年 12 月末その任務を終了したが、1982 年の第 37 回国連総会決議 (37/99 K) により、同委員会を復活させることが決定された (1989 年に現在の英文名に改定)。

●国連軍縮フェローシップ (United Nations Programme of Fellowship on Disarmament)

特に開発途上国における軍縮問題の専門家を育成するため、国連が軍縮問題に携わる各国の中堅外交官・国防省関係者等を対象として行う研修プログラム。1978 年の第 1 回国連軍縮特別総会において実施が決定され、1979 年以来毎年実施されている。日本は、1982 年の第 2 回国連軍縮特別総会における鈴木総理 (当時) 演説において本計画参加者の広島及び長崎招待の提案を行い、翌 1983 年以来毎年 25 名～30 名の各国の中堅外交官等の訪日を実現している。

●国連軍備登録制度 (United Nations Register of Conventional Arms)

通常兵器の国際的な移転を中心とする軍備の透明性や公開性を向上させ、各国の信頼醸成、過度の軍備の蓄積の防止等を図ることを目的として 1991 年、国連総会で採択された「軍備の透明性に関する決議」により設置された制度で、国連加盟国が 7 つのカテゴリーの通常兵器の輸出入に関する情報 (1 年間の輸出入数量及びその

相手国)等を国連事務局に登録するもの。

●国連小型武器会議 (The UN Conference on the Illicit Trade in Small Arms and Light Weapons in All Its Aspects)

正式名称は「小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議」。小型武器非合法取引の防止に向けて開催された初めての閣僚級国連会議 (2001年7月、於：ニューヨーク)。

●国連首脳会合成果文書 (Outcome Document of the High-Level Plenary Meeting of the General Assembly of September 2005)

2005年9月16日、国連首脳会合にて採択された成果文書で、価値と原則、開発、平和と集団安全保障、人権と法の支配、国連強化の分野について、全178パラグラフにわたって記述している。軍縮・不拡散分野については、核軍縮と不拡散のバランスをどのように取るかをめぐる意見対立等の結果、交渉がまとまらず、最終的には、小型武器、地雷を除く軍縮・不拡散分野の記述が盛り込まれなかった。

●国連総会第一委員会 (The First Committee of the UN General Assembly)

国連総会の下に設置された6つの主要委員会のうち、軍縮と国際安全保障問題全般を取り上げる委員会。毎年秋の国連総会一般討論後、約5週間の会期で開催されている。

●国連特別委員会 (United Nations Special Commission : UNSCOM)

湾岸戦争の停戦決議である安保理決議687 (1991年4月3日採択)に基づいて、イラクの大量破壊兵器 (生物・化学兵器) 及び弾道ミサイルの脅威を除去することを目的として、1991年5月に国連が設置した組織。後に安保理決議1284により、国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC) にその任務が引き継がれた。

●国家ミサイル防衛 (National Missile Defense : NMD)

「ミサイル防衛」を参照。

●混合酸化物 (Mixed Oxide) 燃料 (MOX 燃料)

酸化ウランと酸化プルトニウムなどを混合して作られた核燃料。

【サ行】

●再処理 (reprocessing)

原子炉から出た使用済み燃料の中から、原子炉で再利用することができるウラン及びプルトニウムを放射能を持った核分裂性物質等と分離し、回収する過程のこと。回収されたウランとプルトニウムは、再び核燃料に利用することができる。

●G8 グローバル・パートナーシップ (G8 Global Partnership:G8GP)

G8は、2002年のカナダスキス・サミットにおいて、大量破壊兵器 (核、化学、生物の各兵器) 及びその関連物資等の拡散防止を主たる目的として、「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を発表した。これは、まずロシアを対象に、不拡散、軍縮、テロ対策及び環境を含む原子力安全に関連するプロジェクトを協力して実施することを内容とするもの (優先分野は、退役原子力潜水艦の解体、化学兵器の廃棄、核分裂性物質の処分、兵器の研究に従事していた科学者の雇用の4つ)。G8は、本構想の下で協力事業の円滑な実施を図るために、事業の実施に関する「指針」を策定すると共に、今後10年間にわたって200

億米ドルを上限に資金協力を行うことを努力目標として掲げた。日本は、本パートナーシップの中で、当面、退役原潜解体事業のために1億ドル余りをあてている。

●重水炉 (Heavy Water Reactor : HWR)

重水 (D2O) を減速材として用いる原子炉。普通の水を用いる軽水炉よりは無駄なく中性子を核分裂反応に使えるため、天然ウランをそのまま燃料として使用できる。カナダの CANDU 炉が重水炉の例。なお、重水は水 (H2O) より中性子1個分重く、天然の水の中には0.015%含まれている。

●巡航ミサイル (Cruise Missiles)

有翼式ミサイルで、発射から目標に到達するまでの間、吸気型推進システムにより一定の高度・速度で飛翔する。発射地点により、空中発射巡航ミサイル (ALCM)、海洋発射巡航ミサイル (SLCM)、地上発射巡航ミサイル (GLCM) の3種類に分かれる。

●消極的安全保証 (Negative Security Assurance : NSA)

一般的に、「核兵器国が非核兵器国に対し核兵器を使用しない旨約束すること」を言う。

核兵器の使用及び威嚇に対し非核兵器国の安全保障が確保されるべきであるとの主張の高まりを受け、1978年の第1回国連軍縮特別総会において、5核兵器国がそれぞれNSAに関する一方的な宣言を行った。また、1995年4月、非核兵器国の安全保障に関する国連安保理決議第984号の採択に先立ち、5核兵器国がそれぞれNSAに関する宣言を行っている。

●地雷廃絶国際キャンペーン (International Campaign to Ban Landmines : ICBL)

地雷禁止を目指すNGOの国際的連合体。国際社会が対人地雷禁止条約締結へ向かう動きを強力に後押しした。1997年のノーベル平和賞を受賞。

●新アジェンダ連合 (New Agenda Coalition : NAC)

非同盟・西側諸国の中の急進派7か国 (ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南ア、スウェーデン)。従来の非同盟諸国 (NAM) の核軍縮国連決議が時限付き核廃絶を目指していたのに対し、これでは広い支持を得られないため、NAM諸国よりはやや穏健な決議案 (「核兵器のない世界—新たな課題 (アジェンダ) の必要性」) を1998年より国連総会に提出している (ただし2001年は決議案を提出せず)。

●信頼醸成措置 (Confidence Building Measures : CBM)

誤解や誤算に基づく偶発戦争や意図しない衝突を避けるため二国間あるいは多数国間で実施する措置。例えば、関係国による種々の対話を通じた認識の共有や軍事活動についての年次報告、宇宙ロケット発射やミサイル実験を行う際の事前通報等がこれに当たる。

●「すずらん」 (“Suzuran”)

日本の支援によりロシアで建設された、浮体構造型の低レベル液体放射性廃棄物処理施設 (Floating Facility to Process Low-Level Radioactive Liquid Waste)。1993年、ロシアによる放射性廃棄物の日本海への投棄が明らかになったことを受け、これを防止するため、日露非核化協力の最初の事業として1996年に建設が開始され、2001年にロシア側へ供与された。現在、ロシア極東ウラジオストク近郊のポリショイ・カーメニ市にあるズヴェズダ造船所に係留され、退役原子力潜水艦解体により生じる液体放射性廃棄物の処理を行っている。処理能力は年間7000立方メートルで、現在極東に貯蔵されている液体放射性廃棄物 (約5000立方メートル) に加え、将来極東において予想される原子力潜水艦の解体によって生じる液体放射性廃棄物 (原潜1隻あたり約300立方

メートル) を処理するために十分な能力を有している。

●3S

核不拡散の担保のための保障措置 (Safeguards)、原子力安全 (Safety) 及び核セキュリティ (Security) の頭文字をとった造語。原子力の平和的利用、特に原子力発電を行う国はこの3つを確保することが求められる。原子力の平和的利用に関する国際原子力機関 (IAEA) の文書でも、「3Sの重要性」という言葉で表現されている。

●生物兵器 (Biological Weapons : BW)

生物兵器禁止条約 (BWC) では「(1) 防疫の目的、身体防護の目的その他の平和的目的による正当化ができない種類及び量の微生物剤その他の生物剤又はこのような種類及び量の毒素 (原料又は製法のいかんを問わない)。(2) 微生物剤その他の生物剤又は毒素を敵対目的のために又は武力紛争において使用するために設計された兵器、装置又は運搬手段」と定義されている。生物兵器としての使用が考えられる代表的な病原体等としては、天然痘ウイルス、炭疽菌、ペスト菌、ボツリヌス毒素等がある。

●生物兵器禁止条約 (Biological Weapons Convention : BWC)

正式名称は「細菌兵器 (生物兵器) 及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約 (Convention on the Prohibition of the Development, Production and Stockpiling of Bacteriological (Biological) and Toxin Weapons and on their Destruction)」。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面的禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約。1975年発効。2007年12月現在の締約国数は159か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が1995年から続けられていたが、2001年に事実上中断した。現在は2006年の次回運用検討会議に向けて、3か年作業計画に基づくBWC強化プロセスが協議されている。

●積極的安全保証 (Positive Security Assurance:PSA)

一般的に、「非核兵器国が核兵器による攻撃又は威嚇を受けた場合には支援を与える旨約束すること」を言う。

NPT交渉過程で、非同盟諸国を中心とする非核兵器国側が消極的安全保証 (NSA) 及びPSAをNPT条文に挿入するよう要求。他方、核兵器国側は、これらをNPT条文に盛り込むことには応えず、1968年国連安保理決議第255号でPSAを表明した。

●戦域核兵器 (Theater Nuclear Weapon)

「戦域 (theater)」(例えば、西欧など) で使うことを目的とした核兵器。中距離核戦力 (INF) ともいう。一般的には、射程距離 1,000 ~ 5,500km を中距離、射程距離 500 ~ 1,000km を準中距離核戦力という。

●戦術核兵器 (Tactical Nuclear Weapon)

主に個々の戦場で使用するための核兵器。短距離核ミサイル、核火砲、核地雷などが含まれる。一般的には、射程距離 500km 以下を短距離核戦力ともいう。

●戦略核兵器 (Strategic Nuclear Weapon)

戦争遂行能力の壊滅を目的に、敵対国の本土を攻撃する核兵器。一般的には、5,500km 以上の射程を持つ大陸間弾道ミサイル (ICBM)、潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM)、8,000km 以上の航続距離を持つ戦略爆撃機あるいは 600km 超の射程を有する巡航ミサイルを搭載した戦略爆撃機がこれに該当する。

●戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約、Treaty Between the United States of America and the Russian Federation on Strategic Offensive Reductions：SORT）

米露間の戦略核弾頭（戦略攻撃兵器）の削減に関する条約（2003年発効）。2012年末までに米露両国の戦略核弾頭の総数を、それぞれ1700～2200発以下に削減することを定めている。「モスクワ条約」は通称名。

●戦略兵器削減条約（Strategic Arms Reduction Treaty：START）

戦略核兵器（戦略攻撃兵器）の削減等に関する米露（ソ）二国間条約。

●戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative：SDI）

ソ連のICBMを、発射後に空中で破壊するため、宇宙空間に大規模なミサイル防衛システムを展開しようとする構想。1983年にレーガン米大統領が提唱したが、同政権の終了と共に放棄された。

●相互確証破壊（Mutual Assured Destruction：MAD）

米ソ冷戦時代（1960年代）に提唱された核抑止理論。米ソ両国が、自国の核戦力の非脆弱性（相手の攻撃に対する残存能力）を向上させて相手の先制攻撃から自国の核戦力の一部が必ず生き残るようにし、報復攻撃で相手を確実に破壊できる第二撃能力を確保することによって、核攻撃を相互に抑止することができるとするもの。

●阻止原則宣言（Statement of Interdiction Principle）

PSI（拡散に対する安全保障構想）の目的や阻止のための原則につき明記した政治文書。2003年9月のパリ総会において採択された。活動に際しては、特定の事態や対象国を想定しない（一般的に拡散懸念国・非国家主体による拡散行為に対処）こと、各国の国内法及び国際法の範囲内で実施すること等を規定。（→「拡散に対する安全保障構想」参照。）

【夕行】

●対人地雷禁止条約（オタワ条約、Convention on the Prohibition of the Use, Stockpiling, Production and Transfer of Anti-Personnel Mines and On Their Destruction）

カナダ政府が1996年10月にオタワで開催した国際会議に端を発するオタワ・プロセス（NGOと賛同国のみで対人地雷全面禁止を条約化するというもの）を通じ作成された条約。1999年3月発効。対人地雷の使用、生産等を禁止し貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去を義務づけている。2007年11月末現在の締約国は156か国。

●対弾道ミサイル・システム制限条約（ABM条約、Anti-Ballistic Missile Treaty）

米ソ（露）間において、戦略弾道ミサイルを迎撃するミサイル・システムの開発、配備を厳しく制限することを規定した条約。2001年12月に米国が一方的離脱をロシア等に通報し、その6ヶ月後の2002年6月に失効した。

●大量破壊兵器（Weapons of Mass Destruction：WMD）

一般に、核、生物、及び化学兵器を指す。

●弾道ミサイル（Ballistic Missiles）

ロケット式推進システムで大気圏外に打ち上げられ、その慣性の力によって大気圏外を弾道飛翔することで、最小のエネルギーで最大の飛翔距離を得ることができるミサイルの総称。その飛翔距離により、大陸間弾道弾

(ICBM：射程 5000 km 以上)、中距離弾道弾 (IRBM：射程 500 - 5000 km)、短距離弾道ミサイル (SRBM：射程 500 km 以下) に分けられる (分類は英国国際戦略研究所 (IISS) 編「ミリタリー・バランス」による)。

●弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 (Hague Code of Conduct against Ballistic Missile Proliferation：HCOC)

輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのをくい止めることはできないとの観点から、2002年11月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。2007年10月現在、127か国が参加。

●中国遺棄化学兵器 (Abandoned Chemical Weapons in China：ACW)

先の大戦の際に中国に残された旧日本軍の化学兵器。化学兵器禁止条約 (CWC) 上、日本はその廃棄義務を負っている。

●通常兵器 (Conventional Weapons)

確立した定義はないが、一般的には、核兵器、生物兵器、化学兵器といった大量破壊兵器を除く全ての在来の兵器を指すものと考えられる。

●低出力核兵器 (Low-yield Nuclear Weapon)

米国は1994年会計年度国防予算授權法において、核出力5キロトン以下の核兵器を「低出力核兵器 (low-yield nuclear weapon)」と定義した。

なお、「低出力核兵器」あるいは「低出力かつ地中貫通型核兵器」という意味で「小型核兵器」という語が報道等で用いられることがあるが、「小型核兵器」に厳密な定義はない。

●特定通常兵器使用禁止・制限条約 (Convention on Prohibition or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons Which May Be Deemed to Be Excessively Injurious or to Have Indiscriminate Effects：CCW)

過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる特定の通常兵器の使用を禁止または制限する条約。1980年採択、83年発効。2007年11月現在103か国が加盟。本体条約と5つの附属議定書からなる。

【八行】

●爆発性戦争残存物 (Explosive Remnants of War：ERW)

不発弾及び遺棄弾の総称。2003年11月の特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) 締約国会議において、第5番目の附属議定書として「爆発性戦争残存物 (ERW) に関する議定書」が採択された。同議定書は、2006年11月に発効した。

●非核化協力委員会 (旧ソ連)

旧ソ連諸国に対する核兵器廃棄に関する支援事業実施のため、ロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ各国との間で非核化協力に関する二国間協定を締結、日露、日ウクライナ、日カザフスタン、日ベラルーシ各非核化協力委員会を設立した。

1993年4月、日本は旧ソ連諸国（ロシア、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ）の核兵器廃棄支援のため総額約1億ドル（117億円）の協力を行うことを発表。また、1999年6月のケルン・サミットにおいて、追加的に資金を供与する旨を発表し、1999年度補正予算にて134億円を手当した。

●非核三原則（Three Non-Nuclear Principles）

日本が核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずとの原則を堅持すること。これまで歴代の内閣により累次にわたり明確に表明されており、これを堅持している。なお、日本はNPT上の非核兵器国として核兵器の製造や取得等を行わない義務を負っている。さらに、法律上も原子力基本法により、日本の原子力活動は平和目的に厳しく限定されている。

●非核兵器地帯（Nuclear Weapons Free Zone）

一般的には、国際約束により、①特定の地域において、域内国が核兵器の生産、取得、保有、配備及び管理を行うことを禁止するとともに、②核兵器国（米国、ロシア、英国、フランス、中国）がこれら諸国への核攻撃をしないことを誓約（消極的安全保証の供与）する議定書を締結することによって作り出される「核兵器のない地帯」のこと。

●武器輸出三原則（Three Principles on Arms Exports）

武器輸出に関して1967年に表明された、（1）共産圏諸国向け、（2）国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向け、（3）国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向け、の場合には武器輸出を認めない日本の政策をいう。その後、1976年の「政府統一見解」により、三原則対象地域以外の地域についても、「武器」の輸出は慎むこととされた。ここで言う「慎む」とは、「原則として認めない」という意味である旨、国会答弁で明らかにされている。したがって、現時点においては、三原則対象地域であるか否かにかかわらず、原則として、「武器」の輸出は認められないこととされている。但し、①対米武器技術供与取極に基づく輸出、②ACSA（日・米物品役務相互提供協定）及び同改正協定に基づく輸出、③人道的な対人地雷除去活動に必要な機材の輸出、④化学兵器禁止条約に基づく中国国内における遺棄化学兵器の処理事業の実施に伴う武器等の輸出、⑤旧テロ対策特別措置法及びイラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に伴う武器等の輸出、⑥弾道ミサイル防衛システム等一定の場合における輸出については、内閣官房長官談話などにより、例外とされてきている。

●兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約、Fissile Material Cut-off Treaty：FMCT）

核兵器及びその他の核爆発装置用の核分裂性物質（プルトニウム及び高濃縮ウラン等）の生産を禁止する条約案。1993年9月にクリントン米大統領によって提案された。条約交渉はジュネーブ軍縮会議にて行われることとなっているが、ジュネーブ軍縮会議の停滞から2007年12月末時点においても交渉は開始されていない。

●平和的核爆発

軍事的目的ではなく、大規模な土木工事や地下資源開発など、民生的・平和的目的のために利用される核爆発をいう。1974年、インドは、原子炉から得た使用済み核燃料から抽出したプルトニウムを利用して核実験を行い、これを「平和的核爆発」と称した。なお、包括的核実験禁止条約（CTBT）では、あらゆる核爆発が禁止されているため、CTBTの下ではいわゆる平和的核爆発も禁止の対象となる。

●包括的核実験禁止条約（Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty：CTBT）

地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。1963年に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。1996年9月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書Ⅱに列記

されている44か国（発効要件国）の批准が必要であり、現時点では未発効。

条約発効時には包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第2条1）、1996年11月よりCTBTO準備委員会が毎年2回ウィーンで開催されている。1997年3月、準備委員会第一会期再開会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

●包括的保障措置協定（Comprehensive Safeguards Agreements）

各国がIAEAとの間で締結する、当該国の平和的な原子力活動に係るすべての核物質を対象とした保障措置協定。締結国は、核物質や原子力施設に関する情報の提供、査察の受け入れ等の義務を負う。NPTの締約国である非核兵器国は、NPT第3条によってその締結が義務付けられている。2007年8月現在の締結国数は154か国。日本は1977年12月に締結。

●放射性同位元素（radioisotope）

原子の科学的性質を決める原子番号が同じで、原子の質量数が異なるもの同士を同位元素（又は同位体）と言い、その中で放射性を有するものを、放射性同位元素という。

●放射線源（radioactive source）

放射線の発生源のこと。放射線発生装置や放射性同位元素などがある。

●保障措置（Safeguards）

原子力が平和的利用から軍事的目的に転用されないことを確認するための措置であり、核不拡散を核物質管理面から支えるもの。同措置の実施を主な目的として設立されたIAEAは、保障措置協定締結国による核物質の計量管理状況の確認や査察などを通じ、転用や未申告の核物質、活動がないことを確認する役割を担う。

【マ行】

●ミサイル技術管理レジーム（Missile Technology Control Regime：MTCR）

大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。1987年4月設立。34か国が参加（2007年9月時点）。

●ミサイル防衛（Missile Defense：MD）

米国が推進している、弾道ミサイルによる攻撃に対してミサイルやレーザー兵器等で迎撃して防御する兵器システム、もしくはその概念。本来は米国（現ブッシュ政権）における名称であるが、他国の同様なシステム等の一般的な呼称にも使われるようになってきている。また、一般的な呼称としては「弾道ミサイル防衛（Ballistic Missile Defense：BMD）」ともいう。

なお米国におけるこの構想は、レーガン政権（1981年～1989年）の「戦略防衛構想（Strategic Defense Initiative：SDI）」を端緒として、その後、前ブッシュ政権（1989年～1993年）の「限定的弾道ミサイルに対するグローバル防衛（Global Protection Against Limited Strikes：GPALS）」、クリントン政権（1993年～2001年）の「国家ミサイル防衛（National Missile Defense：NMD）」及び「戦域ミサイル防衛（Theater Missile Defense：TMD）」、そして現ブッシュ政権（2001年～）の「ミサイル防衛（MD）」と変遷してきている。

米国は、大量破壊兵器等で武装したテロリスト等がもたらし得る破局的な危害から米国民を防護する諸政策の一環として、2002年12月、2004年から2005年までのミサイル防衛の初期配備を決定した。

日本は、大量破壊兵器、弾道ミサイル等の拡散進展を踏まえ、弾道ミサイル攻撃に対して国民の生命・財産を

守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする日本の防衛政策にふさわしいものであることから、2003年12月、弾道ミサイル防衛（BMD）システム（イージスBMDシステム（上層：大気圏外）とペトリオットPAC-3（下層：大気圏再突入時）による多層防衛システム）の整備を決定した。

2007年12月には、日本初となるイージス艦「こんごう」のミサイル迎撃実験を成功させ、引き続き米国とのBMD協力に係る取組を強化・加速させている。

●未臨界核実験（Subcritical Experiment）

プルトニウム等の核分裂性物質を高性能火薬により爆縮させ、臨界以下の爆縮の状況を確認する実験。化学爆発は起こるが、核分裂連鎖反応が維持されない未臨界状態で反応が止まるため、臨界を超えず、包括的核実験禁止条約（CTBT）によって禁止されている「核爆発」は生じない。

【ヤ行】

●輸出管理（Export Control）

国際的な平和と安全の維持を妨げることとなると認められる場合に、貨物又は技術の輸出に際して、輸出管理当局の許可に服せしめること。

大量破壊兵器等の関連汎用品・技術の供給能力を有する日本は、国際的な輸出管理で強調するための関係国の申し合わせによる集まりである国際輸出管理レジーム（ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、原子力供給国グループ（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ワッセナー・アレンジメント（WA））に参加している国と協調しつつ、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、輸出貿易管理令及び外国為替令に輸出管理品目リストを規定し、このリストに掲載された管理品目の輸出に際しては、原則として輸出先に関わらず許可申請を必要とする厳格な輸出管理を実施している。さらに、リストに掲載されていない品目についても大量破壊兵器の開発等の懸念用途に用いられるおそれのある場合には輸出許可が必要とされている。（「キャッチオール規制」参照。）

●余剰兵器プルトニウム（Surplus Weapon-Grade Plutonium）

国防上不要なものとして解体された核兵器から取り出された兵器用プルトニウム（一般的には、プルトニウム-240の比率が7%未満のプルトニウムを指す）。

【ラ行】

●劣化ウラン弾（depleted uranium munitions）

劣化ウランは、天然ウランから濃縮ウランを製造する過程で生じる副産物で、核分裂を起こすウラン235含有率が低いウランを指す。劣化ウラン弾は、通常弾に比べ、射程距離が長く、貫通力が強いことから、戦車等の装甲や堅固な標的を攻撃するために使用される。

●ロンドン・ガイドライン（London Guidelines）

「原子力供給国グループ」を参照。

【ワ行】

●ワッセナー・アレンジメント（Wassenaar Arrangement：WA）

ココムが発展解消し、その後継として1996年7月に設立された、（1）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（2）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする輸出管理レジーム。2007年9月現在、40か国が参加。